

監査公表第12号(平成26年6月20日、県公報第3604号登載)

**新社会推進部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関定期監査結果に基づく措置  
通知(平成25年度)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した新社会推進部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関の監査結果の報告(平成26年3月27日25監総第958号)に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年6月20日

福岡県監査委員	小	串	正	伸
同	伊	藤	龍	峰
同	行	正	晴	實
同	田	中	正	勝

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿  
 同 伊 藤 龍 峰 殿  
 同 行 正 晴 實 殿  
 同 田 中 正 勝 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 26 年 3 月 27 日 25 監総第 958 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
新社会推進部 アジア文化交 流 センター	前渡資金の支払いにおいて、随時指定の資金前渡職員の預金口座による支払いとされていた。	指摘事項について、職員全員に周知し正しい処理方法を指示した。 今後は、職員全員に財務会計の基礎知識を身につけさせるとともに、随時指定の資金前渡職員に対する支払いが発生する都度、現金払いの確認を徹底することとした。

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
新社会推進部	所属の金庫の中に、出納員が財務規則で保管することと定められていない現金が、保管されていた。	金庫の中身を再点検し、現金保管を是正するとともに、定期的に点検を実施することで、再発防止に努める。

26保総第176号  
平成26年5月2日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿  
同 伊 藤 龍 峰 殿  
同 行 正 晴 實 殿  
同 田 中 正 勝 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成26年3月27日25監総第958号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部 筑紫保健福祉 環境事務所	通勤手当の認定誤りにより、支給過となっていた。	返納手続を行うとともに、関係通知を再確認し、高速加算を認定されている職員に対しても制度の周知徹底を行った。 今後は、高速道路利用状況の確認は担当者だけでなく複数名によるチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。
保健医療介護部 南筑後保健福祉 環境事務所	生活保護費の支給において、児童扶養手当の収入認定誤りにより支給過となっていた。	平成25年12月24日、生活保護法第63条に基づく返還処理を行った。 今後は、担当者だけでなく、複数名によるチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	生活保護費返還金において、収入未済額が前年度に比べて、増加している。	生活保護受給中の世帯の債権については、担当ケースワーカーと連携して納付強化に努める。 今後は、郵便、電話訪問等を組み合わせて納付を促し、債権回収に努める。
	生活保護費の支給において、児童扶養手当の収入認定誤りにより、支給過となっていた。	平成25年12月20日、生活保護法第63条による返還処理を行った。 今後は、担当者だけでなく、複数名によるチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。
	生活保護の医療扶助において、頻回受診者台帳が整備されていないものがあった。	頻回受診者に対する適正受診指導要綱に基づき、整備した。 今後は、調査・指導の時期を逸することのないよう査察指導員等職制による、毎月の進捗管理を徹底する。
	長期継続契約において、暴力団排除条項の変更に関する協議がなされていないものがあった。	監査終了後、各種契約について再点検を行い、改正後の暴力団排除条項の改正が行われていないものについては、速やかに変更した。 また、関係通知を再確認し、今後は適正な事務処理に努めるよう、職員に周知徹底を行った。
	借上契約において、暴力団排除条項の内容が、「暴力団排除強化に係る内容」となっていなかった。	監査終了後、各種契約について再点検を行い、改正後の暴力団排除条項の改正が行われていないものについては、速やかに変更した。 また、関係通知を再確認し、今後は適正な事務処理に努めるよう、職員に周知徹底を行った。

福岡県監査委員 小串正伸 殿  
同 伊藤龍峰 殿  
同 行正晴実 殿  
同 田中正勝 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成26年3月27日25監総第958号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部	児童福祉施設措置受託金の調定において、学校給食費の単価を誤ったため、徴収不足となっていた。	正しい単価で再計算を行い、徴収不足額については追加請求を行い、徴収している。今後は、単価の確認を徹底し、適正な事務処理に努める。
	督促に関する事務において、財務規則に沿った事務処理がされていなかった。	今後、督促の手続きに遺漏がないよう財務規則の徹底を図るとともにスケジュール管理に努める。
	委託契約において、契約締結後に契約締結伺いを行う等の契約事務が行われていた。	平成26年度以降の契約において、財務規則を確認の上、適正な事務処理に努める。
	長期継続契約において、暴力団排除条項の変更に関する協議がなされていないものがあった。	「暴力団排除強化に係る契約内容」による変更協議を行い、変更契約を行った。今後は適正な契約事務に努める。
	委託契約において、暴力団排除条項の内容が、「暴力団排除強化に係る内容」となっていないなかった。	「暴力団排除強化に係る契約内容」での契約事務の徹底を図った。今後は適正な契約事務に努める。